

行政財産の目的外使用について

大阪市区役所附設会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする施設（行政財産）であり、原則として施設の目的外である広告の掲示や物品の販売などの用途に使用することはできません。

ただし、事業者等からの申請に基づき、施設の設置目的を損なわれないことを条件に、その使用について本市より許可を与えています。

使用許可を受けた場合、事業者等は、財産条例に基づいて算出した行政財産使用料及び使用光熱水費等の必要経費を本市に支払う必要があります。

旭区民センター内を使用部分とした目的外使用許可（令和 7 年度現在）

- ・携帯電話用基地局 2 基、アンテナ 11 基（NTT ドコモ）
- ・携帯電話用基地局 4 基、サービスアンテナ 11 基
ドナーアンテナ 4 基（ソフトバンク）
- ・飲料水自動販売機 3 台（1 階旧喫茶ルーム内）
- ・大阪市地域子育て支援拠点事業スペース（1 階プレイルーム前）